

「議会のあり方」検討協議会における合意事項について

◎ 委員会における一問一答方式導入について

想定される課題 想定されるパターン等		現状	合意事項
1	見直す委員会、諸会議等	—	常任委員会 調査特別委員会 議会運営委員会 全員協議会
2	通告の有無	なし	なし
3	発言順	委員長の指名した順	委員長の指名順
4	発言回数	3回	制限なし
5	発言形式	一括質問方式	一括質問方式、一問一答方式 いずれも可
6	質問の内容	①詳細な数値等を質問する場合がある。 ②同趣旨の質問がある。	従来どおりとする。 (従前も数値等も質問できたため、特に定めないが、繰り返しの質問や攻め立てるような質問は委員長の議事整理権で止める。また、モラルを持って質問する。)
7 答弁	①答弁できない場合が増えることが想定される。	詳細な数値等で答えられない場合は、委員長が諮り、資料回答(質問者のみ、または全委員)を認めている。	従来どおりとする。 (答弁できない場合が想定されるが、対応は従来どおりとし、詳細な数値等で答えられない場合は、委員長が諮り資料回答を認める。 また、正確な答弁を得るために、資料等の調整を図る。)
	②説明員の手持ち資料作成の負担増が懸念されるがどう対応するか。	—	
8	審査日数	2日	2日
9	審査時間	原則として10:00から17:00まで	原則として10:00から17:00まで
10	実施時期	—	平成24年第4回定例会から
11	その他	—	委員会における一問一答を試行し、検証した上で、運営上の不都合な事項は見直す

常任委員会、調査特別委員会、議会運営委員会、全員協議会における発言に関する規定

会議規則第55条(質疑、質問回数)を準用し、発言回数は3回を上限とするほか、下記の事項を追加する。

①先例

平成23年8月23日に決定した千葉市議会の基本理念を踏まえ、委員会における質問方式として一括質問・一括答弁方式に加え、一問一答方式を導入する。

導入にあたり、委員は、質問する際に、選択した質問方式について発言するとともに、委員長の議事進行に従い、円滑な委員会運営に努めるものとする。

②申し合わせ事項

委員会での一問一答による質問・答弁時間については、1議題に対し、原則概ね30分を上限とするが、委員長は状況に応じ、発言内容を整理してもらうなど簡潔な発言を促すとともに、発言時間を制限し、さらには委員長の再三の注意に応じない場合には発言を打ち切るなどして、円滑な委員会運営に努めることとする。

ただし、重要な案件の場合など、委員会が判断した場合の上限時間についてはこの限りではない。